

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち芸能家、家政婦（夫）配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 670 円（消費税相当分を含む）

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
<共通> 求人受理時の事務費用	10,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
<サーチ/スカウト> 特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	着手金 300,000 円 活動1日あたり 50,000 円 （または、活動1時間あたり 10,000 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
<再就職支援> 就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	着手金 300,000 円 相談・助言終了時 300,000 円 成功報酬 300,000 円 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
<共通> 求人受理後、求人者に求職者を紹介する サービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を

求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
--	--

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 _____

事業所の名称及び所在地 イツミ電気工業 株式会社

_____ 山形県酒田市栄町 15 番 8 号